## 令和5年第1回葛城市議会定例会会議録(第6日目)

3. 出席議員14名 浩 1番 西川善 2番 横井晶 行 柴 田 三乃 3番 坂 本 剛 司 4番 5番 杉 本 訓規 梨 6番 本 洪 珪 7番 吉 村 始 9番 松 林 謙 司 10番 谷 原 安 Ш 村 優 子 11番 覚 12番 増 田 順 弘 13番 西 井

14番 藤井本 浩 15番 下 村 正 樹

欠席議員1名 8番 奥 本 佳 史

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長 阿古和彦 市 長 溝 尾 彰人 教 育 長 椿 本 剛 企 画 部 長 高 垣 浩 也 倫 長 総務部 東 錦 也 総務部理事兼都市整備部理事 安川 博 敏 財 務 部 長 米 田 匡 市民生活部長 前村 安 勝 芳 林 本 裕 市民生活部理事 產業観光部長 早 田 明 幸 介 保健福祉部長 森井敏 英 こども未来創造部長 井 上 理 恵 子 上下水道部長 井 邑 陽 教育部長 西川育 会計管理者 忠 吉 井

5. 職務のため出席した者の職氏名

 事務局長
 岩水陸治
 書記
 新澤明子

 書記
 神橋秀幸
 書記
 福原有美

6. 会議録署名議員 9番 松 林 謙 司 10番 谷 原 一 安

## 7. 議事日程

日程第1 発議第1号 坂本剛司議員に対する懲罰動議について

日程第2 議第20号 令和5年度葛城市一般会計予算の議決について

日程第3 議第21号 令和5年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について

日程第4 議第22号 令和5年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について

日程第5 議第23号 令和5年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について

日程第6 議第24号 令和5年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について

日程第7 議第25号 令和5年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決につ いて

日程第8 議第26号 令和5年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について

日程第9 議第27号 令和5年度葛城市水道事業会計予算の議決について

日程第10 議第28号 令和5年度葛城市下水道事業会計予算の議決について

日程第11 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程第1 議第29号 葛城市副市長の選任につき同意を求めることについて

追加日程第2 議第30号 葛城市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

追加日程第3 議第31号 令和5年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決について

追加日程第4 議第31号 令和5年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決について

## 開 会 午前10時50分

**梨本議長** ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回葛 城市議会定例会第6日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

なお、報道関係者から撮影の申出が出ております。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**梨本議長** ご異議なしと認めます。よって、議場内の撮影を許可することに決定いたします。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、発議第1号議案を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、坂本剛司議員の退場を求めます。

(坂本議員退席)

- **梨本議長** 本件は懲罰特別委員会に付託されておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。 13番、西井覚議員。
- 西井懲罰特別委員長 議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。3月28日の本会議において 懲罰特別委員会に付託されました発議第1号、坂本剛司議員に対する懲罰動議について、3 月28日は午後3時から、3月29日は午前9時より委員会を開催し、慎重に審査いたしました ので、その概要及び結果についてご報告いたします。

まず、本議案の趣旨としては、令和5年3月27日の議会本会議(4日目)において、令和5年度一般会計予算の賛成討論で坂本剛司議員が発言された内容について、議会や議員、職員を侮辱した内容があり、3月28日の議会本会議において該当部分の一部を取り消す旨を申し出られましたが、自身が発言した問題部分について理解されておらず、また反省もされていないと判断し、議会や議員、職員の信用失墜、議会と理事者との信頼関係を崩壊させた。また、このことは非常に重大であり、地方自治法第132条及び同法第131条に抵触するとして、坂本剛司議員に懲罰を科せられたいというものであります。

委員会では、坂本議員の発言内容について、早田産業観光部長に出席を願い、岩永議会事務局長が来て、担当部署は西の山の辺の道事業はなしになっても構わない、いや、むしろなしになったほうがよいと言っていると委員たちに報告しましたという発言は、なかったことを確認いたしました。

委員からは、予算特別委員会で修正案を提出するに当たり、起債や補助金などに影響がないかを確認するため、議長から議会事務局長に調査をお願いした。その報告を受け、修正案 提出について調整を行っていたにもかかわらず、坂本議員は事実とは違った発言をされた。 発言内容は葛城市議会、議員に対する侮辱であり、また、その結果、本会議が本日まで延びた。市議会に対する発言内容は、葛城市議会、議員に対する侮辱であり、市職員に対するパワーハラスメントとも受け取れるという意見がありました。

そのほか、複数の委員からは、勝手にストーリーを作り、事実無根の発言をした。これは 印象操作にほかならない。この発言により会議が中断し、議会審議を長引かせ、議事を妨害 した責任は免れない。一定のけじめをつけるべきであるという意見がありました。そして、 本議案が懲罰事犯として懲罰を科すべきものと決定することについて採決をし、全会一致で 懲罰を科すことに決定いたしました。

続いて、懲罰の種類につきましては、本会議中断後、何度も釈明や弁明の機会と時間を与え、最初は謝罪する意思がなかったが、最終的には、発言の取消しと謝罪の申入れがあった。 しかし、どこが悪かったのかよく理解されていない印象を持った。厳しい処分を与えるのが 目的ではなく、正常な議会運営を取り戻すためにも、戒告処分が妥当ではないかという意見 があり、そのほかの委員についても、戒告処分が妥当であるという意見でまとまりました。

その後、戒告文案について意見交換を行い、作成した戒告文案を全会一致で採用することに決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも委員各位から意見が出されておりますことを付け加えまして、懲罰特別委員会の報告といたします。

この問題は繊細な問題で、確かに委員自身の発言も慎重にされたと。また、これ以外の多数の意見、これは文書で読ませてもらっておりますが、私としては、全委員が公平な形で、偏った形で決定されたのではなかったということを付け加えさせていただきまして、報告とさせていただきます。

梨本議長 以上で懲罰特別委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**梨本議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

2番、横井晶行議員。

横井議員 ただいま、議長のお許しをいただきましたので、2番、横井が反対討論をいたします。

皆さん、この議会はビデオ中継されているのです。私のいつもの言葉と同じです。皆さん、世間には深謀遠慮の言葉があります。私は、懲罰特別委員会には、委員外議員として、全市議会議員、全員参加の呼びかけをしましたのです。全員です。しかし、多数決の議会なので、8名で構成する懲罰特別委員会になりましたのです。私も参加して、正しきことは正しい、正義感に基づいて、もっともっとたくさん弁論して、それを市民の方々からの反響をいただきたかったのです。市民の皆さんの反響が欲しかったんです。しかも、昨日、今日の話でございます。熟慮の概念があります。人に懲罰を加えるのですから、3日間という限られた日

時の中で、もっともっと多くの人々の意見をお聞きして、お時間をいただきたかったのです。 しかしながら、もうこれ以上、議会を延会することはよくありません。ましてや、予算等の 大事な時期の議会なのです。皆さん、私は、市民の皆さんの前で、激論に激論を交わして、 文字どおりの激論を交えて、透明性のある市議会を目指したいのです。皆さん、議会の結果 はどうであれ、あれはあれ、これはこれなのです。皆さん、私はお約束します。市民第一を 目指す次第であります。

以上です。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 私は、懲罰特別委員会の提案に賛成の立場から発言させていただきます。

私たち市議会議員は、地方自治法に基づいてその身分及び職責を与えられております。地方自治法第132条には次のようにあります。普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。この無礼の言葉につきましては、札幌高等裁判所の判決文が、逐条地方自治法の中の解説に次のように書かれてあります。無礼の言葉とは、議員が、意見や批判の発表に必要な限度を超えて、議員その他の関係者の正常な感情を反発する言論と言えるであろう。今回、坂本議員の発言は、修正案を提案する議員を、根拠のない誹謗中傷によって、その修正案提案ができない、そうした発言であったわけであります。したがいまして、修正案提案の賛成討論の前に、このことについてきちっと事実を明らかにし、正当な判断を下して議会を正常化する。そのために、2度の延会を重ねて、今日、議会は努力をしてまいりました。大変慎重に、坂本議員にも反省を求めて、弁明の機会も2回ほど、議会として与えたわけですけれども、そうした真剣なご認識が全く欠けている。事実認識の誤りについても、何ら訂正することがないということから、今日、懲罰特別委員会が開催される、そうした事態になったわけであります。

私自身は、もう一つ、地方自治法にある、侮辱に対する処置ということについて述べたいと思います。地方自治法第133条には次のようにあります。普通地方公共団体の議会の会議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができる。この侮辱に対することでありますけれど、私自身も、大変侮辱をされたと感じております。それは、私は予算特別委員会の委員として、令和5年度葛城市一般会計予算について、本当に真剣に向き合って議論してまいりました。その議論の過程の中で、大変、2件の予算計上について、議員の皆さんから本当にいろんな意見が出た結果、これは削除して、しばらく、議会あるいは行政との議論を深める中で、考え直してもらおうということから、予算修正案の提案、あるいは意見が議会に出てまいりました。それで、その扱いについて慎重に扱うべく、議長が、議会運営委員長とともに、予算特別委員会の委員全てを集めて、今後の扱いについて協議を行う、その場を設けたわけであります。その場の協議におきましては、ただいたずらに計上された予算を削除するということではなく、その削除によって、行政に、例えば県との補助金との関係、起債との関係、ご迷惑がかかるのではないか。そのことをきちっ

と確かめることなく、いたずらに、一方的に削除するのはふさわしくないということで、議長のほうから、議会事務局長を通じて担当課に問合せをしていただいた。その問合せの中で、8月までにこういう手続をすることになるので、それ以前の6月議会などに再度計上していけば、大きな事業の遅れもないこととか、あるいは、そういうことで迷惑がかかることではないこととか、あるいは議会のご指摘を受けて、もっといいものにしてやっていきたいと、前向きな発言を私たちは聞いておりました。

ところが、昨日、坂本議員の賛成討論の中で言われたことはこういうことなんです。西の 山の辺の道事業はなしになっても構わない、いや、むしろなしになったほうがよいと言って いる、担当課の職員が。こんなことは一言も私は聞いておりません。その場にいた予算特別 委員会委員も当然聞いておりません。議長も聞いていない。岩永議会事務局長も言ってない ということが、先ほどの特別委員会の中でも再度確認されましたし、原課のほうにも確認し ました。そんなことは言っていないんです。全く事実無根の言葉をもって誹謗中傷した。し かも、私は、予算特別委員会において大変真剣に議論してきたつもりでありますから、もし その場でこんなことを言われたら、葛城市はそんなつもりで予算を計上してるんですかと。 市長はそんなつもりで予算を計上してるのか。予算審議、最初からやり直しじゃないか。そ んなことを私は言ったはずなんです。実にでたらめなことじゃないですか、こんなことは。 予算計上してる原課が、いや、それはしなくてもいい事業なんですと言ってるよと。ほんま にあるんですか、こんなことが、葛城市で。市長、そう思ってるんですか。けしからん話で す。だから、私は、一予算特別委員会委員として大変侮辱を受けたと思いました。そうやっ て修正案が一部の議員によって出されると、まさにレッテルを貼ったから、修正案を提案す る議員が発言できない状態になったわけじゃないですか。私としては、坂本議員には、出処 進退も含めて、真剣にこのことを反省していただきたい。私はそれぐらいの気持ちです。

先ほど横井議員が反対討論されましたけれども、理由が全く明らかではありません。議会の中でこれだけの大きな出来事があったことについて、私は、議員として認識を一致させるべきだと思います。本当にこういう発言を職員の方がされて、それを基に一部の議員が修正案を出すことになったのか。これはあり得ないことです。それに対して、反対意見の方は何らおっしゃらなかった。私は、このことについては認識を一致させるべきだと思います。全会一致で。本当にこれがあったんですか。私は、予算特別委員会委員として真剣に議論してきた者として、一地方議員として、地方自治法の本旨に基づいて議員活動をやってきた者として、今回の懲罰については妥当だと思いますので、賛成討論といたします。

**梨本議長** ほかに討論はありませんか。

13番、西井覚議員。

西井議員 討論というより、私、反対討論に対して、この委員会が、先ほども申し上げましたように、その会議をされた方が特にその事情を知っているということで、その話も全部調査して、公平な形で会議を進めたという認識で、懲罰をするためよりも、本当の状況をまず調べ上げた中で結果を出した。委員の皆さん方にいろんな意見を聞いたら、統一化されたと。その中で進めたのに、今、たくさんの意見、何か意見を妨害したような、また透明性でないと。これ、

委員会ということは、インターネットでやってるわけ。透明な中で会議を進めて、皆さんの約束もなしに一致したと。これに対してこのような反対討論をされるのは、その場を仕切って、また委員長自身がどちらかに寄った形ではなく、皆さん方の意見を聞いてやったと。委員全員が一致された内容、それで、最終的には、罪を大きくするよりも、本人が反省してくださいという意味合いの懲罰を、皆さん方が理性的に考えてやってもらったと。その結果が、今のような発言をされたら、現実言えば、懲罰自体、皆さん方、人間として、やはり1年生議員であり、分からんこともあるやろうとか、いろんなことを勘案した中でこの懲罰が出てきたと。そやから、委員会の委員、皆、本当に現状をきちっと把握した中で会議を進めたということは、私、自信を持っております。そやから、先ほどの反対討論自体を聞いてたら、たくさんの声を聞く、これ、議会の制度で、委員会に付託になれば、これを決めたら、このとおりやっていかな、委員会で偏った形で私は執行したつもりはございませんので。それと、透明性は、必ずインターネットの中でやっていったという気持ちでございますので、その辺については、反対討論をされた方は、もうちょっと整合性のある発言をしてもらいたいと思っております。

以上です。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**梨本議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第1号議案を電子表決システムで採決します。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は、委員会起草による戒告文により坂本剛司議員に懲罰を科すことであります。本案を委員長報告のとおり懲罰を科すことに賛成の議員は賛成のボタンを、 反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

**梨本議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、坂本剛司議員に懲罰を科すことは可決されました。 ここで、坂本剛司議員の入場を求めます。

(坂本議員復席)

**梨本議長** 4番、坂本剛司議員に戒告の懲罰を科します。これから戒告文を朗読します。 4番、坂本剛司議員の起立を求めます。

(坂本議員起立)

## 梨本議長 戒告文。

3月27日開催の令和5年第1回定例会4日目の、令和5年度一般会計予算の賛成討論における4番、坂本剛司議員の発言の一部に、事実を正確に表現していない発言や事実無根の発言、自身の推測による不確実な発言により、一部議員が密談をしていたかのような誤解を招

き、議員一部について、事務局長に誘導され修正文を提出したかのような誤解を招いた。事務局長についても、議長の命により、業務遂行のために報告した内容が、自身の誤解により、公務員としてあるまじき行為であるかのような発言をされた。これらの内容は、予算特別委員会を侮辱し、ひいては、議会や議員を侮辱する行為であり、結果、葛城市議会や議員、市職員の信用を失墜させるとともに、議会と理事者の信頼関係を崩壊させた。また、事務局長については、実名まで挙げた発言であり、名誉を大きく傷つけたほか、パワーハラスメントともとれる発言である。坂本剛司議員のこれらの発言について、当初は、発言の取消しや謝罪もしないという強固な態度であった。最終は、自身の発言が不適切であるとして、発言の取消しと謝罪を申し出られたが、長時間、自身の発言について振り返らずに、反省もしなかったことで議事進行を大きく遅延させ、結果的に妨害することになった。これらのことは、地方自治法第132条及び同法第131条に抵触するものである。よって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。

令和5年3月29日。葛城市議会議長、梨本洪珪。

4番、坂本剛司議員の着席を求めます。

(坂本議員着席)

梨本議長 ここでお諮りいたします。

昨日、坂本議員より、一昨日の本会議における発言について、会議規則第65条の規定により、個人の名誉を傷つけたこと、議員と職員の信頼関係を失墜させたこと等の理由で、この修正案が出される過程においてから、一部議員の云々までの部分を取消ししたい旨の申出がありました。この取消し申出を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**梨本議長** ご異議なしと認めます。よって、坂本議員からの発言の取消し申出を許可することに決定 いたしました。

なお、会議録につきましては、後刻、議長の下で精査の上、措置させていただきますので、 ご了承願います。

日程第2、議第20号議案を議題といたします。

一昨日に引き続き、議第20号議案に対する修正案を含む討論を行います。本日は、まず修 正案賛成の討論から行います。

修正案賛成の討論はありませんか。

1番、西川善浩議員。

西川議員 お疲れさまでございます。私は、議第20号、令和5年度葛城市一般会計予算に対する修正 案に賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

前段、賛成討論に入らせてもらう前に、一言だけお話をさせてください。我々議員は、市 民から負託を受けた責任を本当に重く受け止めて、発議や議決を自身の判断により行ってお ります。予算においても、理事者より提案されたものが、よりよい事業になるために真剣に 審議をしております。決して、私怨や外部からの誘導があって判断をしているものではござ いません。それだけはこの場ではっきりと申し上げてから、賛成の討論に入らせていただき たいと思います。

令和5年度市長施政方針においても示されておりました西の山の辺の道事業について、香芝市、葛城市、御所市、五條市をつなぐ道を、近隣市町村と連携、PRし、本市の観光に寄与するというものでありますが、令和5年度の歳出予算では、工事請負費として、西の山の辺の道案内看板の設置工事として、二上神社口駅から忍海駅までを結ぶ道に案内看板を設置する予算が計上されておりました。本事業については、広域連携事業としての位置づけでありまして、香芝市、御所市、五條市と連携しての取組が必要不可欠であり、道の策定にあっても、近隣市との行政界など関連も本当に多くあることから、調整が必要になってくると考えます。また、案内看板設置に至っては、デザインなどの共有も図られなければならないと考えることから、まずは、近隣市町としっかり連携を取って、西の山の辺の道の計画策定を進めてから事業化をしていただきたいという思いから、本修正案に賛成をするものでございます。

以上です。

梨本議長 次に、原案に対する賛成討論はありませんか。

9番、松林謙司議員。

松林議員 議第20号、令和5年度葛城市一般会計予算について賛成の立場で討論をさせていただきます。

全国的に、新型コロナウイルス感染症の感染者も減少傾向にあり、3月13日からマスクの着用について緩和され、また、5月8日には、2類感染症から、インフルエンザと同様の5類感染症に引き下げられると報道されています。そんな明るい光が見えてきた令和5年度の一般会計予算でございますが、総額176億5,500万円となり、前年度より11億7,118万円の増額となっています。アフターコロナにおいて、災害からの復興、活気あるまちの復活を目指すという市長の思いが前面に押し出された予算であると評価するものであります。

主な事業を見てまいりますと、新たに訪問型を追加しました産後ケア事業の拡大や、妊婦や低年齢期の家庭に寄り添い支援する出産・子育て応援交付金事業、未設置の小学一、二年生の教室に電子黒板を導入する小学校情報化推進事業、待機児童解消のための保育士雇用安定化補助事業、保育所等整備補助事業等、子育て世帯を支援する事業や、特殊詐欺被害の防止策として特殊詐欺等防止対策機器購入補助事業や、いきいきセンターの機能向上と長寿命化を目指したいきいきセンター改修事業等、高齢者に対する支援事業も組み込まれています。また、元横綱白鵬関の宮城野親方が葛城市の観光大使に就任されました。これを機に、相撲発祥の地、葛城市を広くPRし、観光事業についても積極的な展開を大いに期待しています。その中で、ちゃんこコンテスト・フリーマーケット事業が予算計上されていますが、ぜひとも、これらを引き金として、奈良県の西の玄関口として、社会教育センター跡地を含む葛城インターチェンジ周辺の利活用を県と連携、協議していただき、葛城市を活気あるにぎわいのあるまちにしていただきたい。これは市長に強くお願いを申し上げます。

また、市長の公約でもあります、災害に強いまちづくりに係る予算も計上されており、本 予算は、安心・安全なまち、子育てしやすいまち、活気あるにぎわいのあるまち、また、ゼ ロカーボンシティ関連事業も組み込まれていることから、エコで快適なまちにしようとする 市長の強い思いを感じる予算であります。

一方、財政面においては、厳しい状況であることをしっかりと認識していただき、将来に 大きな負債を残すことがないよう、工場誘致等、歳入のさらなる確保や、国、県補助金の活 用、また、無駄をなくし、市の規模に見合った歳出に心がけていただくことを真に要望いた しまして、私の賛成討論といたします。

**梨本議長** 次に、原案と修正案の両方に反対の討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**梨本議長** ほかに討論はありませんか。

7番、吉村始議員。

**吉村議員** 議第20号、令和5年度葛城市一般会計予算の修正案につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

本定例会の初日、今月7日の施政方針演説で、阿古市長が、新型コロナウイルス感染症対策について、適切な感染症対策を講じながら、活気ある葛城市を取り戻していくべく、復興作業にシフトしていくと、次年度からの施政の見通しについて言及をされました。これに対して私が予算特別委員会の総括質疑で、市長が復興作業と認識しておられる、その意味について伺ったところ、市長の考えておられるまちづくりが、コロナ禍前の状態に戻すという、単なる復旧作業にとどまってはならないという思い、子どもたちの元気な声が聞こえてくるような、これまでよりももっと活気あふれる住みよい葛城市にしていきたいという市長の思いを伺うことができました。

令和5年度葛城市一般会計予算につきましては、おおむね、市長のこのような市民第一のまちづくりのために、コロナ禍という災害からの復興を実現しようとする意志の感じられる積極的な予算であると評価をいたします。しかし、その上で、私は、西川委員と奥本委員、2名の予算特別委員会委員からそれぞれ提案されました修正案に賛成いたしますので、その理由を述べたいと思います。

西の山の辺の道に関する予算を減額修正することについてでありますが、私は、西の山の辺の道構想そのものについては、葛城市及び近隣の自治体にとって、市長のおっしゃる、復興につながるポテンシャルを秘めた構想と評価しております。しかし、予算特別委員会での議論を聞く限りにおいては、その前提となる近隣自治体との連携や、イベントなども含めた全体の計画がまだ十分に詰め切れていない中で、取りあえず、看板設置の予算づけのように感じております。市におかれましては、改めて西の山の辺の道について、そのネーミングも含めて、全体の構想を練り直していただき、公共事業として実のあるものにしていただくよう要望と期待をいたします。

続きまして、磐城認定こども園の調理施設に関する予算を減額修正することについてでありますが、この施設について、私は、令和6年度の当初から稼働すべきものであると認識をしております。先週の予算特別委員会のさなか、奥本厚生文教常任委員長が川村予算特別委員長の許可を取られ、急遽、臨時の厚生文教常任委員会の協議会と委員会が開催されました。

私は委員外議員として傍聴いたしました。磐城認定こども園の給食提供につきましては、これまで議会には、自園調理を目指して調理室の整備を行うとの説明がなされてきました。私ども議員の多く、厚生文教常任委員会委員の全員は、園舎建物内に調理室を整備する方針であると認識をしていました。しかし、今予算特別委員会において、園舎とは全く別棟での給食調理棟建設を行うことと、給食の搬入、配膳についても、園舎敷地から一旦外に出て、公道を迂回した上での外部搬入となるということが明らかとなりました。これについては、所管の厚生文教常任委員会にも全く知らされていない内容でしたので、急遽、厚生文教常任委員会の協議会と委員会とが開催されたというわけであります。

理事者からは、議会への連絡が遅れたことについての謝罪がありましたが、協議会の場で 提出された昨年度の設計業務委託仕様書では、園舎外での建設が視野に入っていたことが明 らかとなり、議会に対して重要な説明がなされていなかったことが判明しました。委員から は、建物内に本当に調理室がつくれないのか。離乳食と給食とを分離して調理できないのか。 食材の搬入や給食の搬出ルートはほかに考えられないのかなど、多くの質疑があり、結局、 限られた時間内では十分な審議を尽くすことはできませんでした。

市政に係る重要な意思決定が市議会の大きな役割の1つでありますけれども、私たち議員は、審議が不十分なままでは議決を行うことはできません。厚生文教常任委員会としては、調理施設の稼働を令和6年4月に必ず間に合わせる運びであると聞いております。つまり、調理施設に関する減額修正は、提案内容を十分に精査する審議の場を設け、その後、速やかに予算の成立を目指すものと、私は理解をするものであります。

以上のような理由から、私は一般会計予算の修正案に賛成するものです。市におかれましては、引き続き、西の山の辺の道構想のまちづくりにおける重要性と、磐城認定こども園の調理施設設置場所提案の理由について、より丁寧にご説明いただくことを要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

**梨本議長** ほかに討論はありませんか。

5番、杉本訓規議員。

**杉本議員** 私、修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

予算特別委員会でも言わせていただきましたけども、改めて、詳しくは予算特別委員会で言ったので、割愛しながら言わせていただきますけど、2つの修正案がありまして、1つは、今、吉村議員もおっしゃったみたいに、西の山の辺の道なんですけども、こちらのほうは、別にやっていただくのはすごいいいことだと思うんですけど、広域の事業として、4市と協力し合ってやられるのかなという思いで質問をいろいろさせていただいたんですけども、二、三回、他市との温度差というキーワードが出てきまして、温度差というのが、なかなかほわっとした言葉で、これが何度違うのかということによって、私も他市の議員の知り合いもおるので、お聞きしたんですけども、その温度差が広いのではないかという判断でこの修正案に賛成させていただいております。やっていただくのはいいんですけども、4市が協力するということは、今の段階で葛城市だけがぽんと先行して、例えばチームプレイでぽんと先行したときに、それでいいのかという判断になってきます。例えばこれが、お隣の香芝市とか

と今回看板をつくりますというのやったら、広域連携として協力してやっていただきたいと 思うんですけども、温度差がある中で単独で葛城市がぽんとやる。看板が、先ほど西川議員 もおっしゃったみたいに、デザインがどうであるとか、こういうのも、温度差がどれぐらい あるか分かりませんけども、決まってるのかもわかりませんけども、僕が調べた中では、な かなかの開きがあるのではないか。

そして、この2つの修正案に関しては、誤解がないように言いますけども、なしにするのではなくて、もう一度、改めてちゃんと上げてきていただいて、しっかりやっていただきましょうという予算特別委員会の中の話を聞いてれば分かることなので、誤解のないようお願いたします。なしにするとは、ゼロにして、するなと言ってるわけではなくて、もう一度、そこを考えていただいて、もう一度、ちゃんと委員からの声を聞いて、ちゃんとアンサーをいただいたらやりましょうという話なので、誤解のないようにお願いいたします。そういう意味で、西の山の辺の道の予算に関しては、もう一度、連携を取り直して、温度差をできるだけなくしていただければ、我々も賛成できるのではないかと思います。

次に、磐城認定こども園の調理施設なんですが、これに関しては、まず第1に、我々、奥 本厚生文教常任委員長、そして谷原副委員長を先頭に、密にいろんなことを調査案件として 取り上げて、いろんなことを聞く体制は取っております。それはなぜかというと、子どもた ちのこと、葛城市のことを進める上で、しっかりと前進できるように、正副委員長を先頭に、 我々はそうやってきたつもりです。その中で、調理施設をつくるというのは、子どもたちの ことなので、それはやっていただくんですけども、全く、予算特別委員会のときに2億円の 施設がぽんと出てきたんです。それは話す機会もあったと思うんです。僕らは慎重にやりた いから。それが急に出てきたら、どういうことだと。それは、川村予算特別委員長のお計ら いで厚生文教常任委員会協議会、委員会をやっていただいて、聞いたら、離れてる施設にな ると。場所については致し方ないかと思うんですけども、そこからどうやって給食を運ぶん だというときに、先ほど吉村議員もおっしゃったみたいに、1回外へ出て回ってくると。こ れをずっとやっていくのかという質問をさせていただきました。例えば、調理施設から本園 までの間、10メートルか20メートルか、それぐらいの距離、例えば電気自動車で、子どもた ちが安全なように、ゆっくりとしか走られへんような、周りにセンサーをつけて、誰かが通 ったら止まるような電気自動車で運べないんですかという質問を提案させてもらったときに、 ちゃんと答えを僕もらってないんです。ということは、そこの議論が、ちゃんと答えもらっ てないわけじゃないですか。ずっと一生、外を車で運ぶよりも、そこの距離を何とかしたほ うがいいんじゃないですかという答えをもらってないので、この施設に関しては、もう一回 そこをしっかり考えていただいて、その工事を間に合わせるために、我々議会としても、も ちろん子どもたちのことで反対するのは勇気が要るんです、僕らは。それでも反対というか、 修正でもう一回出してきてください。ここを考えてきてくださいという時間をつくって、も う一回ちゃんと上げていただいて、厚生文教常任委員長、副委員長、予算特別委員長、副委 員長、副委員長は僕ですね。議長をはじめ、しっかりとそれはすぐにでも対応していきます ので、皆さんの意見を反映して、ちゃんともう一回上げていただいたら、気持ちよく、全然

やったらあかんというわけではないので、一生のことなのでしっかりと考えていただきたい という意味で、この2つの修正案に賛成させていただきます。

くれぐれも、するな、ゼロ、できない、やるな、そんなことは言っておりません。納得させていただければ、我々は、葛城市のことなので、前を向いた議論をさせていただいて、しっかりと賛成させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

**梨本議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**梨本議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第20号議案の採決に入ります。

本案に対する委員長報告は修正でありますので、まず、委員会の修正案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案を可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

**梨本議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について電子表決システムで採決いたします。 お諮りいたします。

修正部分を除くその他の部分を原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、 反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

**梨本議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決 されました。

次に、日程第3、議第21号から日程第10、議第28号までの8議案を一括議題といたします。 本8議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めま す。

11番、川村優子議員。

**川村予算特別委員長** ただいま上程されております議第21号から議第28号までの8議案について、予算特別委員会の審査の概要及び結果をご報告させていただきます。

初めに、議第21号、令和5年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてでありま

す。

質疑では、国民健康保険税で見込んだ令和4年度と令和5年度の一般被保険者数は、また、国民健康保険特別会計の財政調整基金の見込額はという問いに対し、一般被保険者数は、令和4年度8,086人、令和5年度7,659人を見込んでいる。また、財政調整基金は、令和4年度末で約3億7,800万円を見込んでいるという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第22号、令和5年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画について、新型コロナウイルスの影響で会計的にどのような影響を受けたのかという問いに対し、2款保険給付費の予算に対する執行率が、令和3年度は89.1%、令和4年度はこれを下回る88%程度の執行率となると想定され、保険給付費面から、新型コロナウイルスの影響を非常に受けたと考えている。また、サービス提供事業者から受けた感染状況報告も、令和4年度で延べ33件、令和3年度で延べ21件あった。さらに、事業所が休業しなければならなかった期間についても、令和4年度は延べ152日で、令和3年度の延べ90日から増加しており、これらも保険給付費に影響があったものと考えているという答弁がありました。

この答弁を受けて、保険給付費が伸びなかったことによる第9期介護保険事業計画策定に おける介護保険料に与える影響はという問いがあり、保険給付費が予算額に達していなかっ たことから、介護給付費準備基金の現在高が3億6,217万5,921円となっているので、これを 十分に活用し、被保険者の保険料負担の増額の抑制に努めたいと考えているという答弁があ りました

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第23号、令和5年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、学校給食地場産物使用促進事業におけるコーディネーターとはどのような方を 想定しているのかという問いがあり、学校給食における地場産物の使用に係る学校給食セン ターと生産者間の調整及び食育の推進を行うコーディネーターを1名、会計年度任用職員と して採用したいと考えている。条件としては、その分野に精通している元行政職員を考えて いるという答弁がありました。

また、他の委員からは、食物性残渣廃棄物処理委託料における残渣の見込み量は、また、前年度との比較はどうかという問いがあり、令和5年度は月平均で2,000キログラムを見込んでいる。令和3年度の実績は、月平均で2,035キログラム、令和4年度は2月までの平均で1,979キログラムであり、残渣の量は減ってきている状態であるという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に、議第24号、令和5年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、霊苑管理料が、令和4年度238万9,000円に対し、令和5年度878万2,000円と大きく伸びている。逆に、霊苑使用料が、令和4年度の900万円に対し、令和5年度は675万円

と減少している。それぞれの理由はという問いに対し、霊苑管理料については3年に1回の 支払いで、年度によりばらつきがある。令和5年度は、霊苑募集の初年度の方が含まれてお り、支払う人が多い年度となるため、増額となっている。また、霊苑使用料については、近 年の公募実績から減少傾向にあるため、減額したという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、議第25号、令和5年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について であります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第26号、令和5年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、後期高齢者医療保険料の特別徴収と普通徴収の対象者数は、また、普通徴収の 滞納者数と件数はという問いに対し、令和4年12月時点で、特別徴収の対象者については 4,194人、普通徴収については1,257人である。また、令和4年3月末で、滞納者数が38名、 件数が303件であるという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第27号、令和5年度葛城市水道事業会計予算の議決についてであります。

若干の質疑はございましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第28号、令和5年度葛城市下水道事業会計予算の議決についてであります。

若干の質疑はございましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、意見、要望が出され ましたことを申し添えまして、当委員会の報告とさせていただきます。

梨本議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**梨本議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第3、議第21号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 議第21号、令和5年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について、反対の立場から 討論します。

本予算は、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正する、この提案の議決の上に立った予

算であります。したがって、賛成することはできません。葛城市の国民健康保険税は、奈良県国保県単位化に基づいて、保険税を平成30年度より、被保険者1人当たり、平均4.5%ずつ、毎年、国保税を引き上げてまいりました。計画では、令和6年度まで毎年4.5%の国保税を引き上げる計画としています。ところが、国保加入者の減少により、令和5年度の国保税額については、奈良県は当初の計画を改めて、7.9%の引上げとすることを提示しております。しかしながら、今回の令和5年度葛城市国民健康保険特別会計予算では、県に従って7.9%の引上げとするのではなく、余剰金を使って当初の計画どおりの国保税に抑えていることにつきましては評価するところであります。しかし、物価高騰の中、国保税を引き上げれば、滞納が増え、更なる国民健康保険制度からの脱退者を生み出して、結果として、更に国民健康保険特別会計を不安定にします。根本的には、公費の投入によって、支払うことのできる国保税水準にする。少なくとも、一般の社会保険料と同水準にすべきではないでしょうか。

市は基礎自治体として最も住民に近いところにあります。きめ細かな住民サービスを工夫することが基礎自治体の役割だと考えます。現在の国保税の余剰金等を利用しながら、とりわけ、子どもの均等割については、国以上の減免措置を葛城市が独自にやるということも1つの施策だと考えます。

以上の理由で令和5年度葛城市国民健康保険特別会計予算に反対します。

**梨本議長** ほかに討論はありませんか。

1番、西川善浩議員。

西川議員 私は、議第21号、令和5年度葛城市国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険制度は、地域住民の健康の保持増進に重要な役割を果たしています。しかしながら、現状は、被保険者の高齢化や所得水準の低さなど、特有の構造的問題により、財政的に厳しい運営状況であることから、持続可能な国民健康保険制度を構築するため、県も財政運営の責任主体として中心的な役割を担っております。令和6年度の奈良県下での保険料率統一に向けて、段階的な保険税の引上げが必要となっている国民健康保険税について、引き続いて奈良県と協議し、激変緩和措置を活用した保険料方針に基づき、国民健康保険事業費納付金に必要な額を確保するための努力がなされております。昨年度に引き続き、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額を半額に軽減するなど、子育て世帯の経済的負担軽減が図られていることも評価できるところでございます。

保健事業におきましては、より多くの方に人間ドックを受けていただけるよう受付方法を 改善するなど、受診率のより一層の向上と、高額療養費の支給方法を新年度中に変更し、自 動振込を可能にするなどの簡素化を図るなど、被保険者の利便性を高める試みも実施される と聞いております。葛城市の被保険者の方々が安心して医療を受けることができるよう、今 後とも、奈良県と十分に協議、連携し、より一層の経営努力を重ねられることを望み、賛成 討論といたします。

**梨本議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**梨本議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第21号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

**梨本議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第21号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第22号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 議第22号、令和5年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論 いたします。

介護保険事業は、公費負担が5割、被保険者の負担が5割となっているため、高齢者の増加による介護給付費の増加に伴い、公費及び被保険者負担が増加する仕組みとなっております。負担を抑えようとすれば、介護給付サービスを抑えなければならない。ここに大きな問題があります。葛城市介護保険特別会計におきましても、介護保険料が上がる一方で、介護給付サービスの切下げも行われてまいりました。その1つが、任意事業である紙おむつの支給事業であります。令和2年度までは、要介護認定2以上で常時失禁のある方を対象に、所得制限を設けることなく、申請により、葛城市では紙おむつを支給してまいりました。ところが、令和3年度からは、国の基準に合わせて、要介護認定4以上、住民税非課税世帯に限るというふうに基準を変更しました。その結果、令和2年度と令和5年度の予算の比較におきまして、節約できた予算額は270万円にすぎません。先ほど委員長報告にありましたけれども、葛城市介護保険特別会計における財政調整基金は積み上がってきております。この270万円の節約が果たしてどうなのかということであります。

令和5年度は、第9期介護保険事業計画策定の年となります。私は、自治体独自の判断で住民への介護サービスの向上をぜひ図っていただきたいと考えるものであります。紙おむつの件は1つの例であります。自宅で何とか自分で生活する。その上で必要な用具を十分に支給することは、介護保険給付を下げる上でも、私は効果的だと考えます。そうした介護保険特別会計予算をぜひつくっていただきたいという観点から、本予算については反対といたします。

**梨本議長** ほかに討論はありませんか。

7番、吉村始議員。

**吉村議員** 議第22号、令和5年度葛城市介護保険特別会計予算につきまして、私は賛成の立場で討論

をいたします。

平成12年度に施行されました介護保険制度につきましては、令和5年度におきましては、制度施行後24年目となります。また、第8期介護保険事業計画期間の3年目に当たるわけでもあります。葛城市の高齢化率は現在27%を超えている状況にあります。高齢者が高齢者を介護するという状況を私もよくお聞きします。その点1つとりましても、介護保険制度は、市民の皆様に浸透した、なくてはならない制度として定着をしています。一方で、その費用負担面においては、医療保険制度とも連動する形で費用負担が増加している傾向があることは否めません。介護保険制度が持続可能なものとなるよう、国の審議会、部会において検討をされているところとは思いますけれども、葛城市においても、新型コロナウイルスの影響で伸びなかった保険給付費の剰余額については、介護給付費準備基金に積み立てられているとのことであります。予算特別委員会で私が質問した際も、次期計画において、これを十分に活用して保険料の上昇抑制に努めたいとのご答弁がございました。

令和5年度予算に策定業務委託として計上されている第9期介護保険事業計画に大いに期待をするものでございます。また、新型コロナウイルスの影響で、本来介護が必要であったのに使えなかった方々が、今後どのような利用状況になるのか。要介護、要支援の方々の介護度の上昇をどのように改善、あるいは現状維持ができるのかという介護予防の観点からも、令和5年度は非常に重要な年度となるのではないかと考えられます。

市民にとって介護の問題というのは、いずれ、誰にも訪れる切実な問題ですので、引き続き、高齢者の生活を支える体制づくりの取組にご尽力いただくことを要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**梨本議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第22号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

**梨本議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第23号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**梨本議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第23号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第24号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**梨本議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第24号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第24号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第25号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**梨本議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第25号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第26号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 議第26号、令和5年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度におきましては、国民健康保険制度や介護保険制度とは異なって、保険料の決定については、葛城市議会の関与するところではありません。奈良県の市町村が加入する奈良県後期高齢者医療保険広域連合によって保険料が決定されております。特別会計の歳入の原資となる保健事業費の負担割合は、公費が5割、後期高齢者医療被保険者が1割、健保組合や国保、共済組合などの医療保険の被保険者による支援分が約4割となっております。国保の子ども均等割額の中には、後期高齢者医療保険への支援分が含まれており、後期高齢者医療制度の在り方においても大変問題のある制度となっております。

後期高齢者医療制度が発足する以前は、所得の低い高齢者は、子どもの被扶養者として健康保険に加入しており、保険料負担はない家庭が多くございました。また、国民健康保険制度においては、所得の低い世帯には減免制度がございます。ところが、後期高齢者医療制度

は、所得が低くても保険料の減免措置はありません。まさに75歳以上の高齢者だけを別の医療保険制度に囲う、非常に差別的な制度となっております。さらに、令和4年10月から、後期高齢者医療制度の被保険者において、一部の高額所得者を除いて、医療費の窓口負担が1割であったものを、単身者におきましては、所得が28万円以上かつ年収200万円以上の方の被保険者の窓口支払いが2割に引き上げられました。引き続き、更なる引上げも計画されております。後期高齢者によっては、診察受診を抑えざるを得なくなってしまいます。これでは安心して老後を過ごすことはできません。こうした現在の後期高齢者医療制度に基づく会計予算となっておるため、反対いたします。

以上をもって反対の討論とします。

梨本議長 ほかに討論はありませんか。

15番、下村正樹議員。

下村議員 議第26号、令和5年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算につきまして、賛成の立場 で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は、平成20年施行の、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、将来にわたり持続可能な保険制度とするため、新たな医療制度として創設されました。奈良県内市町村で構成する奈良県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、奈良県全域の医療水準に対応した保険料を定め、給付を行っている。すなわち県下統一の保険制度ということであります。

令和5年度予算は、歳入歳出総額6億1,860万円となっており、前年度比3,040万円増額となっております。被保険者の増加により広域連合納付金の支出が増えたのが要因であるとのことであります。被保険者や医療費が増加し、高齢化が進み、財政運営も厳しくなると想定される中、この制度が高齢者の方々に安心して受け入れられ、持続可能な制度となるために十分勘案し、編成された予算であると認めます。今後とも、後期高齢者医療広域連合との連携を密にして、保健事業の推進や医療費適正化事業に積極的に取り組み、より一層安定した後期高齢者医療制度の構築に向けて努力されることを望み、賛成討論といたします。

**梨本議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**梨本議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第26号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

**梨本議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第27号議案について討論に入ります。 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**梨本議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第27号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第28号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**梨本議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第28号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開時刻につきましては追って連絡いたします。

休 憩 午後0時11分

再 開 午後0時21分

梨本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

人事案件及び補正予算の追加議案の取扱いについて、議会運営委員会においてご協議いた だいておりますので、その概要について議会運営委員長よりご報告願います。

12番、増田順弘議員。

**増田議会運営委員長** それでは、市長より、議第29号及び議第30号の人事案件2件と、議第31号、令和5年度一般会計補正予算が追加議案として提出されたことを受けまして、議会運営委員会を開催し、その取扱いにつきまして慎重に協議をいたしておりますので、その内容についてご説明申し上げます。

追加議案の議事日程、審議方法につきましては、この後、追加議案の日程追加について諮っていただき、日程追加後、まず、議第29号と議第30号の人事案件の追加議案につきまして、 1議案ごとに上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、 採決まで行います。

次に、議第31号の補正予算を議題とし、その内容説明を受けた後、質疑を行い、この定例 会で設置をされております予算特別委員会に付託をし、審査を願います。付託後、本会議を 暫時休憩し、予算特別委員会を開催願い、追加議案についての審査をお願いいたします。委 員会終了後、本会議を再開いたします。本会議再開後は、まず付託議案の日程追加について 諮っていただき、日程追加後、議第31号議案を議題とし、予算特別委員長より審査結果につきましてご報告を行い、委員長報告に対する質疑の後、討論、採決までお願いいたします。

以上、報告といたします。皆様方のご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

梨本議長 議会運営委員長からの報告は以上であります。

お諮りします。

追加議案の取扱いにつきましては、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、お手元に配付いたしております議事日程第6号の追加1を日程に追加し、審議を行うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**梨本議長** ご異議なしと認めます。よって、議事日程第6号の追加1を日程に追加し、議会運営委員 長の報告のとおり議案審議を行うことに決定いたしました。

それでは、追加日程第1、議第29号、葛城市副市長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第29号、葛城市副市長の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、溝尾副市長の退任に伴いまして、地方自治法第162条の規定に基づき、副市長を選任するに当たり議会の同意を求めるものでございます。つきましては、人格、見識ともに優れ、行政経験が豊かな東錦也氏を最適任者であると認め、選任いたしたいので、よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

梨本議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**梨本議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、 採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**梨本議長** ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに 決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**梨本議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第29号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第29号は同意することに決定いたしました。

この際、ただいま副市長に選任同意されました東総務部長からご挨拶を受けることにいた します。

**東 総務部長** 議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは選任の同意をいただきまして、誠にありがとうございました。もとより微力ではございますが、これまでの葛城市職員としての行政経験を生かしまして、葛城市政発展のために、明るく、元気よく、全力で取り組んでまいる所存であります。議員の皆様におかれましては、引き続き、ご指導とご鞭撻のほどよろしくお願いを申し上げます。本日はありがとうございました。

**梨本議長** 次に、追加日程第2、議第30号、葛城市固定資産評価員の選任につき同意を求めることに ついてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第30号、葛城市固定資産評価員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、固定資産評価員の溝尾副市長の退任に伴いまして、地方税法第404 条第2項の規定に基づき、東錦也氏を新たに選任いたしたく、議会の同意を求めるものでご ざいます。東氏におかれましては、固定資産を適正に評価し、市長が行う価格の決定を補助 するため、豊富な経験と知識を有しておられますので、最適任者であると認め、選任いたし たいので、よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

梨本議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、 採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**梨本議長** ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに 決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**梨本議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第30号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第30号は同意することに決定いたしました。

次に、追加日程第3、議第31号、令和5年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第31号、令和5年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議 決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,848万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176億762万4,000円とするものでございます。補正内容につきましては、国におきまして令和5年度の方向性が示されたことによる、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費の追加をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

梨本議長 以上で説明が終わりました。

続いて、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**梨本議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第31号議案につきましては、本定例会で設置されております予算特別委員会に付託し、審査願います。

ここで暫時休憩いたします。再開時刻につきましては追って連絡いたします。

休 憩 午後0時33分

再 開 午後2時00分

梨本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りいたします。

この際、ただいま配付いたしております議事日程に記載のとおり、議第31号議案を日程に 追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**梨本議長** ご異議なしと認めます。よって、議事日程記載のとおり、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

それでは、追加日程第4、議第31号議案を議題といたします。

本案は、本会議休憩中に予算特別委員会を開催し、審査いただいておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

11番、川村優子議員。

川村予算特別委員長 ただいま議長のお許しを得ましたので、ご報告させていただきます。先ほど本

会議におきまして上程され、予算特別委員会に付託されました議第31号、令和5年度葛城市 一般会計補正予算(第1号)につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、慎重に審査を いたしましたので、その概要及び結果についてご報告させていただきます。

質疑では、新型コロナウイルスワクチン接種会場管理運営委託料の内容はという問いに対し、今まで葛城市における集団接種については、市職員による直営で実施してきたが、令和5年度については、市の様々なイベントや行事が再開されると予想され、市職員の確保が難しくなると予測できることから、集団接種会場の民間委託を予定しているという答弁がありました。

この答弁を受け、委託業者の選定方法はという問いがあり、公募式プロポーザルを予定しているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 以上でございますが、このほかにも委員からは質疑がなされていることを付け加えまして、 予算特別委員会の報告とさせていただきます。

梨本議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**梨本議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**梨本議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第31号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題と いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申出書が提出されました。 お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、一覧表記載事項について閉会中の継続審査とすることにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**梨本議長** ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とする ことに決定しました。 以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には、7日の開会以来、慎重にご審議をいただき、また、格段のご協力によりまして、本日まで円滑に議会運営が進められましたことに対し、厚く御礼申し上げます。また、この3月を最後に退職される職員におかれましては、長年にわたり、それぞれの職務に精励され、本当にご苦労さまでした。葛城市政発展にご尽力いただきましたことを心から感謝申し上げ、深く敬意を表します。

これをもちまして本定例会は閉会するわけですが、各執行機関におかれましては、議員各位から会期中に出された意見や要望を真摯に受け止められ、令和5年度の葛城市政の執行に当たられ、本市の更なる発展のため、創意工夫を凝らし、諸施策の実現に向け、引き続き全力を挙げて取り組んでいただきますことを要望いたしまして、私の閉会の挨拶とさせていただきます。

最後に、市長より発言を求められておりますので、これを許します。 阿古市長。

阿古市長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月7日に開会されました令和5年第1回葛城市議会定例会の全日程を終えさせていただき、本日をもちまして閉会の運びとなりました。

議員の皆様方には、長期間にわたりまして、新年度予算案をはじめ、ご提案申し上げました各案件について、慎重なるご審議を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

会期中に議員の皆様方から頂戴いたしました貴重なご意見などを真摯に受け止め、議員一丸となって、葛城市の更なる発展のため、鋭意努力してまいる覚悟でございます。議員の皆様方におかれましては、なお一層のご支援、ご指導をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

梨本議長 以上で令和5年第1回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後2時08分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議会議長 梨本 洪珪

議会副議長 杉本 訓規

署 名 議 員 松林 謙司

署名議員 谷原 一安